

気をつけましょう！

身近に潜む悪質商法

消費者の健康不安をあおり、高額な健康食品を買わせる事業者が、県内各市町村を回っているようです。

健康講座商法

相談事例

「健康食品の店オープン記念！」というチラシが郵便受けに入っており、「先着〇〇名様に独自の素材を使ったパンや有機飼料で育てた卵をプレゼント」と記載されていた。近所なので行ってみたところ、多くの人が来店していた。「免疫力を高める、血液がサラサラになる、不眠が解消される」等の健康に関する話を日替わりで聞けて、親切な店員の対応やプレゼントもあるため楽しく通い続け、気が付いたらたくさんの健康食品や健康機器を購入していた。この業者が1ヶ月間でいなくなった後、多額のローンが返済できず困っている。

対策

この場合、クーリング・オフの対象にはなりません。ただ、店独自の返品規程を設けている場合もあるので申し出てみましょう。このような販売方法は「健康講座商法」と呼ばれます。約1ヶ月間開設する会場で健康に関する情報を提供しながら、高額な健康食品などの購入を巧みに勧めます。安価な日用品は魅力で、販売員の話術に引き込まれてしまいがちですが、雰囲気にならされず、不要であればきっぱり断りましょう。断る自信がなければ、店に行かないことが一番です。

相談窓口

岩美町消費生活相談窓口（総務課内）
鳥取県東部消費生活センター

☎73-1411
☎26-7605

9月は鳥取県がん征圧月間です



今年のスローガンは

「声かけて 地域ぐるみで がん検診」です。

現在、日本人の死因のトップは『がん』です。定期的に検診を受けることにより、早いうちにがんが発見されやすく、治療の効果も高まります。

岩美町では右記の年齢と間隔で検診を勧めています。地区検診・人間ドック・職場検診など、症状のないうちから定期的に検診を受けるようにしましょう。

胃がん検診		
大腸がん検診	40歳以上	年1回
肺がん検診		
子宮がん検診（女性のみ）	20歳以上	年1回
乳がん検診（女性のみ）	30歳以上	2年に1回

問い合わせ先

健康対策課

☎73-1322